



総務省

統計調査手法の見直しに向けて (国勢調査等における取組)

令和6年4月
総務省統計局



総務省統計局

統計調査手法の見直しに向けたこれまでの取組

- 国勢調査の結果は、選挙区の区割りや地方交付税の配分基準、市区町村など地域単位での計画立案、世帯を対象とする他の統計調査の標本設計などに幅広く活用（⇒正確な調査結果の提供が必要不可欠）
- 正確な調査結果を得るため、国勢調査ではふだん住んでいる場所（常住地）で調査を実施しており、調査員が担当地域に居住する全世帯を漏れや重複なく現地で確認した上で調査書類を配布し、調査への回答を依頼（調査票の回収や督促、近隣から世帯員の数を確認する業務なども現地で担当）

【地方公共団体からの要望】

- 前回調査（令和2年国勢調査）の実施後、地方公共団体から調査員の事務負担の軽減等に係る要望が多く寄せられた

<主な要望>

- ・調査員の高齢化やなり手不足のため、調査員の事務負担の軽減を検討してほしい
- ・オートロックマンション等では、調査員による対面での調査が困難なものもあることから、郵送での配布も行えるようにしてほしい

- 正確な調査結果を得ることを前提とした上で、地方公共団体からの要望を踏まえた調査員の事務負担の軽減や郵送配布等について、試験調査における検証を実施

令和7年国勢調査試験調査におけるこれまでの検証結果

令和7年国勢調査第1次試験調査（令和4年6月実施）

○郵送配布の導入に向け、郵便局のタウンプラス（コロナ対応のマスク配布で活用）について検証

⇒ 郵便局が保有する住所録に基づいて配布されるため、世帯ではない事業所にも配布されるほか、督促業務が困難であるなど、当該地域に居住する全世帯を漏れや重複なく把握する国勢調査には不適當であることが判明



令和7年国勢調査第2次試験調査（令和5年6月実施）

○一つの建物に多くの世帯が居住するオートロックマンション等の集合住宅を対象に、世帯の居住確認と名簿作成、調査書類の配布方法（郵送配布、管理者等によるポストイング）、督促事務等について総合的に検証

⇒ 管理会社や管理組合が保有する空き室情報等を活用して名簿を作成するなど、管理会社等の協力を得ることで効率的な居住確認が可能であることが判明（協力が得られない場合、自治体職員が実地に世帯を訪問するなどの対応が必要）

⇒ 郵送配布では回答率が低くなる傾向にあるため、督促事務の強化を検討する必要

統計調査手法の見直しに向けた今後の取組

令和7年国勢調査第3次試験調査（令和6年6月実施予定）

- これまでの試験調査において把握した課題等を踏まえつつ、複数の地方公共団体と連携し、郵送配布の導入等に向けた最終的な検証を実施（現在、管理会社から協力を得るプロセス、協力が得られない場合の対応、督促事務の強化、突発事案への対応などについて具体的に検討中）



令和7年国勢調査

- 第3次試験調査における最終的な検証結果を踏まえ、郵送配布等を活用した新たな調査手法を導入する予定
- オートロックマンション等については、既に実施可能としている管理会社による調査（業務委託）に加え、居住確認ができた時点で調査書類一式のポスティングを可能とすることで、調査員の事務負担の軽減を行う予定

国勢調査以外の統計調査について

経済センサス - 活動調査について

- 次回令和8年経済センサス - 活動調査については、事業所母集団データベースを基にした情報を活用することにより、国から調査対象事業所に調査書類を郵送する方法の実施を検討中。
- そのため、令和6年10月に行う試験調査で所要の検証（廃業・新設の確認、未回答事業所へのフォロー等）を行う予定。

他の調査員調査について

- 他の調査員調査については、まずは国勢調査や経済センサス - 活動調査における郵送配布の実施状況・検証状況等を踏まえて、今後具体的に検討を進めていきたい。